

下関市地域おこし協力隊募集要項（デジタル版）

雇用関係の有無	なし
募集概要	<p>【活動場所】 市内全域</p> <p>【受入団体】 応募者の活動内容により決定（市内の IT 関連事業者等を想定）</p> <p>【活動テーマ（課題）：ミッション】 下関市におけるスマートシティ推進のサポート</p> <p>【地域協力活動の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下関市スマートシティ推進協議会への参画及び運営支援 ・デジタルコンテストの運営支援 ・地域ポータルサイトの運営支援 ・デジタルデバイス対策や IT リテラシー教育の取組支援 ・上記業務の広報活動 など <p>上記及び本市「スマートシティ基本設計」等（参考 URL の欄参照）をご確認いただき、ご自身のスキル・経験等を活かすことなどで、活動テーマの履行とご自身の将来の起業にもつながる活動について、多種多様なアイデアを応募してください。</p> <p>また、本募集は「ミッション型」で、地域おこし協力隊のミッションに取り組みながら、将来本市で起業や就業していただくことを期待しておりますので、現時点での今後の起業等に向けた準備や展望をお知らせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あなたからいただいた提案内容をもとに、受入団体とのマッチングを行いますので、以下の点についてご了承ください。 <ul style="list-style-type: none"> ※1. あなたが提案した活動内容と受入団体が支援できる活動内容が合わない場合は、採用に至らないことがあります。 ※2. 委嘱の時期について、受入団体等との調整により、希望に応じられない場合があります。 ●委嘱後「お試し期間」（概ね6か月）を設けます。お試し期間中に、ご自身で実際に地域の環境を体感し、今後の委嘱期間で実現したいこと及びその手法を考えていただき、事業計画書を提出していただきます。 ●お試し期間終了後は、事業計画書に基づき、その後の活動を進めていただきます。
募集対象	<p>(1) 下記ア又はイに該当する方</p> <p>ア 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定区域を除く。）から本市に生活拠点を移し、住民票を異動することが可能な方</p> <p>イ 他の市町村において地域おこし協力隊員であった方（同一地域において2年以上活動し、かつ当該隊員としての委嘱を解かれた日から起算して1年以内の方に限る。）で本市に生活拠点を移し、住民票を異動することが可能な方</p> <p>※下関市の地域おこし協力隊として委嘱を受けられる方には転出地・活動場所の要件（地域要件）があります。地域要件について</p>

	<p>は、総務省のホームページでご確認いただくか、下関市企画課までお問い合わせください。</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方</p> <p>(3) 任期終了後は、下関市で起業、継業又は就業により、定住する意思がある方</p> <p>(4) 心身ともに健康で、地域おこしに意欲があり、住民とともに地域活動に積極的に参加できる方</p> <p>(5) ICTに関する知識・技能を持ち、自身の持つ技能を活かした活動ができる方</p>
募集人数	若干名
活動時間	活動時間は、1月当たり125時間を目安とします。（日々の活動開始時間及び終了時間は問いません。）
雇用形態・期間	<p>(1) 下関市地域おこし協力隊員として市が委嘱します。（市との雇用関係はありません。）</p> <p>(2) 委嘱期間は令和7年4月以降から令和8年3月31日までとします。 ※年度ごとに活動実績等を踏まえて更新します。（3年を限度とします。） ※活動開始時期については相談に応じます。</p> <p>(3) 下関市地域おこし協力隊の設置に関する要綱第9条に該当する場合は、委嘱期間中であってもその委嘱を解くことができるものとします。</p> <p>(4) 地域協力活動に支障のない範囲において就業・副業等ができるものとします。</p>
報償費	<p>月額 200,000 円（年額 2,400,000 円）</p> <p>※賞与及び手当等の支給はありません。</p> <p>※上記月額から、毎月所得税が源泉徴収されます。</p>
待遇・福利厚生	<p>(1) 健康保険・年金等については、自己負担で加入が必要です。</p> <p>(2) 地域協力活動に必要な経費（活動経費）については、市が予算の範囲内で費用を負担します（年額上限 2,000,000 円）。ただし、契約等の手続については、必要に応じて個人で対応していただきます。活動経費には、次の経費を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害保険（加入必須） ・ 賠償責任保険 ・ 活動中の住居に関する費用（家賃等） （引越費用、光熱水費、駐車場代、生活用品費は自己負担） ・ 活動に必要な物品等の購入 ・ 活動に使用する車両（リース車） ・ その他活動に要する経費（旅費、消耗品費、研修会参加費等） <p>(3) 別途、隊員の起業支援（起業支援補助金：1,000,000 円）又は委嘱満了後の市内居住支援（100,000 円、こども加算あり）があります。（いずれも条件があります。）</p>

<p>申込受付期間</p>	<p>令和7年2月14日から令和7年2月28日まで【消印有効】</p> <p>【申込方法】 ※以下の必要書類を下関市企画課へ募集期間内に郵送又は持参により提出してください。</p> <p>【必要書類】 ・応募用紙（市HPよりダウンロードしてください。） ・住民票（抄本）1通（直近3か月以内のもの） ※提出していただいた書類は返却しません。</p>
<p>選考方法</p>	<p>(1) 第1次選考（書類選考） 提出書類をもとに書類審査を行います。</p> <p>(2) 第2次選考（面接） 第1次選考合格者を対象に、原則、オンラインにて第2次選考を行います。詳細については、対象者に別途通知します。</p> <p>(3) 第3次選考 第2次選考合格者を対象に、活動場所に来ていただき、お試し暮らし（2泊3日）を行っていただきます。その間に、業務内容や地区の魅力を感じていただくとともに、受入れ団体とのマッチングを行います。</p> <p>●「お試し暮らし」は市内の指定された施設に宿泊いただきます。（宿泊費は無料） ※参考：下関市お試し暮らし https://shimonosekicitypromotion.jp/residence/otameshi/</p> <p>●交通費は、山口県の補助金制度「YY!ターン支援交通費補助金」の利用が可能です。 ※参考：山口県YY!ターン支援交通費補助金 居住地からの往復交通費（公共交通機関を利用した実費（福岡県内在住者に限り、居住地から山口県内への移動に係る往復の高速道路利用料の実費も可。）。居住地域ごとに上限金額あり。）を県が負担。申請方法等の詳細は県HPをご確認ください。 http://www.ymg-uji.jp/transportation/</p> <p>(4) 最終選考結果 最終選考の結果は、文書にて全員に通知します。選考内容についてのお問合せにはお答えできません。</p>
<p>参考 URL</p>	<p>下関市ホームページ（募集ページ） https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/ 下関市スマートシティ基本設計 https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/1/1146.html 下関市スマートシティの推進について https://www.city.shimonoseki.lg.jp/site/smart-city/ JOIN（移住交流推進機構）ホームページ https://www.iju-join.jp/chiikiokoshi/</p>
<p>お問合せ先</p>	<p>〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 下関市総合政策部企画課 電話：083-231-1911 FAX：083-232-9569 E-mail：sskikaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp</p>